

5 避難所では助け合って生活する

ここでは、避難開始から 24 時間程度の避難所生活に関して示します。
避難所生活が長引く場合は、「避難所運営委員会」が設置されて支援活動が展開されます。

(1) 「警戒レベル 3 避難所の開設」で自治会役員、防災士、ボランティアは集合

- ・各自治会では自主防災組織を確立し、緊急時に使用できる連絡網を作成する。
- ・避難所に集合できる人材を、5 人でも 6 人でも平時から確保する。
- ・関係者の一覧表と連絡網、役割分担を作成する。
- ・避難所の地区割りに従って担当する。

(2) 避難所の開設と運営への協力

- ・自治会役員等は市職員や教職員から指示を受け、協力して避難者の支援を行う。
- ・駐車場の指示と誘導：赤色灯（電池入り）の準備
- ・受付と案内：避難者の整列、受付への案内、記録用紙の配布・説明・回収、スリッパの準備、部屋への誘導 等
- ・避難場所の準備：シート等の物資搬入、シートの配布、教室等の整備 等
- ・部屋等の見回り、避難者の状況確認と要望の吸い上げ、非常食の配付 等
- ・使用後の片づけ 等

(3) 部屋割りと人数：同じ自治会同士になるように。新型コロナ感染防止への対応を図る。

(4) 車イス利用者への対応

- ・大麻生小学校体育館 1 階音楽室、大麻生中学校体育館 1 階フロアー
- ・「くまびあ」、「ピピア」、三尻小学校等の紹介

(5) ペットは指定された場所に置く

(6) 避難者からボランティアを募る：各部屋との連絡等を担当

(7) 避難所運営委員会を設置：「避難所運営マニュアル」に従って運営する。